

自転車の「ながらスマホ」と「酒気帯び運転」

11月から
法律違反!

道路交通法が改正され、11月から「ながら運転（ながらスマホ）」と「自転車の酒気帯び運転」が法律で禁止されました。自分と身の回りの人の安全を守るために、改めて自転車の正しい乗り方を確認しましょう。

ながら運転（ながらスマホ）

運転中にスマートフォンで通話をしたり、画面を注視したりする「ながらスマホ」が道路交通法により禁止され、罰則が強化されました。自転車に取り付けたスマホの画面を注視することも禁止です。（自転車が停止している間を除く）



罰則内容

「ながらスマホ」をした場合	▶ 6カ月以下の懲役 または 10万円以下の罰金
「ながらスマホ」により交通の危険を生じさせた場合	▶ 1年以下の懲役 または 30万円以下の罰金

自転車の酒気帯び運転

これまでの^{めいてい}酩酊状態で運転する「酒酔い運転」のみ処罰の対象でしたが、今後は「酒気帯び運転」についても新たに罰則の対象となりました。飲酒運転をするおそれがある者に酒類を提供したり、自転車を提供したりする「酒気帯び運転のほう助」も禁止です。なお、同乗者の方も罰則の対象になります。



罰則内容

「酒気帯び運転」をした場合	▶ 3年以下の懲役 または 50万円以下の罰金
飲酒運転をするおそれがある者に自転車を提供し、その者が「酒気帯び運転」をした場合	▶ 自転車の提供者に 3年以下の懲役 または 50万円以下の罰金
飲酒運転をするおそれがある者に酒類を提供し、その者が「酒気帯び運転」をした場合 ※同乗者含む	▶ 酒類の提供者・同乗者に 2年以下の懲役 または 30万円以下の罰金

こんな運転も禁止です!

傘差し運転

5万円以下の罰金など



イヤホンなどを使用しての運転

5万円以下の罰金



2人乗り

2万円以下の罰金または料料（特別に認められている場合を除く）



並進運転

2万円以下の罰金または料料（「並進可」の標識がある場合を除く）



正しく安全に自転車に乗ろう!

1. 車道が原則、左側を通行
歩道は例外※、歩行者を優先
※歩道の中央より車道側を徐行

2. 交差点では信号と一時停止
を守って、安全確認

自転車
安全利用五則



3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. 自転車用ヘルメットを着用

幼児にも保護者などがかぶらせるよう努めなければならない

問合せ 交通防犯課へ ☎2937-6641